解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年六月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、平成二十九年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日

山形県西村山郡大江町大字左沢一七〇〇番地の一

医療法人佐藤内科

清算人　佐藤　雄幸

解散公告（第二回）

当市街地再開発組合は、平成二十九年十月三十一日兵庫県知事の認可公告により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日

兵庫県明石市大明石町一丁目六番一三号

明石駅前南地区市街地再開発組合

清算人　喜田　耕史

岡野　吉秀

柏木　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月三十日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日

静岡県浜松市西区村櫛町三九九五番地の一

医療法人社団蒼龍会

清算人　八田　麻理

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年十月五日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日

広島県呉市蒲刈町宮盛一番地二

安芸郡蒲刈町大浦土地改良区

清算人代表　柴崎　龍雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市鳥取大通一丁目一番地、最後の住所北海道釧路市星が浦大通三丁目五番三四号　被相続人　亡　尾形　ハヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

北海道釧路市住吉二丁目一三番一七号小笠原寛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小笠原　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道富良野市字下五区、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**原**口　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

事務所北海道旭川市三条通九丁目五五一番地二　旭川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　曽我　章浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市上諏訪町二一一七番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市上諏訪町二一一七番地五　被相続人　亡　石原　貴祿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永島　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目一番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号獨協地域と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久能由莉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市東習志野六丁目二番、最後の住所千葉県習志野市東習志野六丁目二番二二号　被相続人　亡　小山　イト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区千歳台二丁目七六七番地、最後の住所東京都世田谷区粕谷二丁目八番五―三五〇号　被相続人　亡　川奈ヤエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北二八条西七丁目八七番地、最後の住所東京都文京区千駄木三丁目四四番一一号金田ビル　被相続人　亡　鈴木壮太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四Fクラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

（登録姓　坂田）

第９期決算公告　平成29年11月７日

東京都練馬区上石神井四丁目４番21号

株式会社アニメインターナショナルカンパニー

代表取締役　大村　安孝

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	583
	合計	583
負純資産の債及び部	流動負債	245,314
	固定負債	964,156
	株主資本	△1,208,887
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△1,608,887
	その他利益剰余金	△1,608,887
	（うち当期純利益）	(12,750)
	合計	583

第102期決算公告　平成29年11月７日

千葉県千葉市美浜区新港32番１号

株式会社博全社

代表取締役　松丸　喜樹

貸借対照表の要旨（平成29年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	9,691
	固定資産	11,250
	繰延資産	5
	合計	20,946
負純資産の債及び部	流動負債	11,466
	固定負債	77
	株主資本	9,403
	資本金	50
	利益剰余金	10,005
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	9,988
	（うち当期純利益）	(300)
	自己株式	△652
	合計	20,946

第 32 期 決 算 公 告

平成 29 年 11 月 7 日

栃木県下野市薬師寺3311番地73

株式会社大武金属

代表取締役社長　大武　勘治

貸借対照表の要旨

（平成29年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128,539
	固定資産	23,453
	合計	151,992
負純資産の債及び部	流動負債	114,975
	固定負債	16,987
	株主資本	20,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,030
	その他利益剰余金	10,030
	（うち当期純利益）	(15,855)
	合計	151,992